

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（S60. 12. 28 社更第 162 号厚生省社会局長通知より）

障害児福祉手当(19歳まで)	特別障害者手当(20歳から)																																							
A	B	C	D	E																																				
下表の1項目が該当	令第1条第2項第1号 下表の2項目が該当	令第1条第2項第2号 下表の2項目かつ B表の1項目が該当	B表の3～5のいずれか1つに該当し 日常生活動作が10点以上	A表の8のうち内部障害又は その他の疾患等に該当し かつ安静度表1度(絶対安静)																																				
1 両眼視力 0.02 以下 2 両耳音声識別不可(補聴器使用),及び両耳聴力 100 デシベル以上 3 両上肢著障 4 両上肢全指欠損 5 両下肢全廃 6 両大腿 2 分の 1 以上欠損 7 体幹座位不可 8 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等以上と認められる状態であって, 日常生活の自立が出来ない程度のもの (1) ・両眼視力 0.03 以下又は一眼視力 0.04,他眼視力手動弁以下かつ視野欠損 2 分の 1 以上 ・両上肢…食事・洗面・便所の処置・衣服の着脱の自立不可 ・両下肢…階段の昇降・室内歩行の自立不可 ・体 幹…座位保持・起立保持・立上りの自立不可 (2)内部障害(自己周辺の日常生活が極度に制限される。) ・心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器 (3)その他の疾患(日常生活常時介護) 9 精神の障害 ・精神の障害(日常生活常時介護) ・知的障害(最重度・知能指数 20 以下) 10 身障・病状・精神の障害の重複(日常生活常時介護) ・知的障害(重度・知能指数 35 以下) ・身障(8(1)の動作が 2 分の 1 以上介助) ・両眼視力 0.03 以下又は一眼視力 0.04 かつ他眼視力が手動弁以下 ・両耳聴力 100 デシベル以上	1・両眼視力 0.03 以下 ・一眼視力 0.04 かつ他眼視力が手動弁以下 ・両眼 1/4 視標による周辺視野角度の和が 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下 ・両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下 2 両耳聴力 100 デシベル以上 3・両上肢著障 ・両上肢全指欠損 ・両上肢全指著障 4・両下肢著障 ・両下肢足関節以上欠損 5・体幹座位不可 ・体幹自力立上り不可 6 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等以上と認められる状態であって, 日常生活の自立が出来ない程度のもの (1)内部障害(自己周辺の日常生活が極度に制限される。) ・心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器 (2)特定疾患等 常時安静・就床 安静度表 2 度以上 7 精神の障害 ・精神の障害(日常生活能力 10 点以上) ・知的障害(最重度・知能指数 20 以下)	1・両眼視力 0.07 以下 ・一眼視力 0.08 かつ他眼視力が手動弁以下 2 両耳聴力 90 デシベル以上 3 平衡機能の極めて著しい障害 4 そしゃく機能喪失 5 音声・言語機能喪失(耳性のものを含まず。) 6 両上肢の親指・人指し指全廃又は欠損 7 1 上肢著障,全指欠損又は全指全廃 8 1 下肢全廃又は 1 大腿 2 分の 1 以上欠損 9 体幹(野外歩行に補助具必要) 10 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等以上と認められる状態であって, 日常生活に著しい制限を受けるもの (1)内部障害 ・心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器 (2)その他の疾患(日中の 50%以上就床) (3)視野障害 ・両眼 1/4 視標による周辺視野角度の和が 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下 ・両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下 11 精神の障害 ・精神の障害(日常生活能力 8 点以上) ・知的障害(重度・知能指数 35 以下)	※日常生活動作 1 タオルを絞る 2 座わる 3 立ち上る 4 片足で立つ 5 階段を昇降する 6 とじひもを結ぶ 7 かぶりシャツを着て脱ぐ 8 ワイシャツのボタンをとめる ※評価 ひとりで出来る … 0点 ひとりで出来てもうまく出来ない … 1点 ひとりでは全く出来ない … 2点 (注) ・6 の場合については 5 秒以内に出来る … 0点 10 秒以内に出来る … 1点 10 秒で出来ない … 2点	F A表の 9 に該当し かつ日常生活能力 14 点以上 ・7 及び 8 の場合については 30 秒以内に出来る … 0点 1分以内に出来る … 1点 1分で出来ない … 2点 日常生活能力 <table border="1" data-bbox="1697 979 2199 1426"> <thead> <tr> <th></th> <th>0点</th> <th>1点</th> <th>2点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 食事</td> <td>出来る</td> <td>介助要</td> <td>出来ない</td> </tr> <tr> <td>2 用便(月経)の始末</td> <td>出来る</td> <td>介助要</td> <td>出来ない</td> </tr> <tr> <td>3 衣服の着脱</td> <td>出来る</td> <td>介助要</td> <td>出来ない</td> </tr> <tr> <td>4 簡単な買物</td> <td>出来る</td> <td>介助要</td> <td>出来ない</td> </tr> <tr> <td>5 家族との会話</td> <td>通じる</td> <td>少し通じる</td> <td>通じない</td> </tr> <tr> <td>6 家族以外の者との会話</td> <td>通じる</td> <td>少し通じる</td> <td>通じない</td> </tr> <tr> <td>7 刃物・火の危険</td> <td>わかる</td> <td>少しわかる</td> <td>わからない</td> </tr> <tr> <td>8 戸外での危険から身を守る(交通事故)</td> <td>守ることが出来る</td> <td>不十分でも守ることが出来る</td> <td>守ることが出来ない</td> </tr> </tbody> </table>		0点	1点	2点	1 食事	出来る	介助要	出来ない	2 用便(月経)の始末	出来る	介助要	出来ない	3 衣服の着脱	出来る	介助要	出来ない	4 簡単な買物	出来る	介助要	出来ない	5 家族との会話	通じる	少し通じる	通じない	6 家族以外の者との会話	通じる	少し通じる	通じない	7 刃物・火の危険	わかる	少しわかる	わからない	8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることが出来る	不十分でも守ることが出来る	守ることが出来ない
	0点	1点	2点																																					
1 食事	出来る	介助要	出来ない																																					
2 用便(月経)の始末	出来る	介助要	出来ない																																					
3 衣服の着脱	出来る	介助要	出来ない																																					
4 簡単な買物	出来る	介助要	出来ない																																					
5 家族との会話	通じる	少し通じる	通じない																																					
6 家族以外の者との会話	通じる	少し通じる	通じない																																					
7 刃物・火の危険	わかる	少しわかる	わからない																																					
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることが出来る	不十分でも守ることが出来る	守ることが出来ない																																					